

保育所の入所が決定した保護者の皆様へ

保育所入所のしおり

お子さんのご入園おめでとうございます。

すべての子どもは、人として尊ばれ、よい環境のもとですこやかに育てられる権利を有しています。子どもをとりまく生活、社会環境は大きな変化を続けておりますが、その変化に対応しながら子どもを健全に育てるのが保育所の役割だと考えています。

子どもは豊かに伸びていく可能性を持っています。保育所では、集団生活の中で一人一人の成長、発達を促し、よりよい未来をつくり出す力の基礎をつちかっていくことを目標として保育をすすめています。

人間形成の基礎をきづく大切な乳幼児期のお子さんを保護者の方々と力をあわせて、ともに育てていくことを基本に“心身ともに健康で明るく感性豊かな子ども”をめざして一層の努力をしております。

このしおりは、入園後の生活を中心にまとめたものですので、内容をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

高知市役所 保育幼稚園課

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号
電話 088-823-4012

《 目 次 》

保育所での生活	1 ページ
家庭で心がけること	1
保育所の日	1
通園（登園・降園）	2
給食	2
ひるね	2
年間行事計画	3
保育所との連絡	3
健康	3
子どものかかりやすい感染症	4
保育所での与薬	5
与薬依頼書（見本）	6
非常事態・火災	7
病児保育事業	7
その他	7
保育所の利用に関するお知らせ	8 ページ
保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）	8
現況届の提出	8
転園を希望する場合	8
退園される場合	9
市外へ転出する場合	9
保育料・副食費（おかず・おやつ代）	10

保育所での生活

《家庭で心がけること》

(1) 望ましい生活習慣

- 早寝，早起きをしましょう。
- あいさつをしましょう。
- 歯みがき，洗顔，手洗いをしましょう。
- 朝食は必ず食べましょう。
- 毎朝排便をしましょう。
- 自分でできることは自分でしましょう。



(2) 持ち物

- すべての持ち物にはっきり，ひらがなで（油性のマジック等消えないもので）名前を書いてください。
- 通園カバンに出席カードと連絡帳，その他の必要な持ち物を入れて，毎日持たせてください。

(3) 身じたく

- 服装は着やすく，活動的なものにしてください。
- クツはお子さんの足に合った，はきやすいものにしてください。

《保育所の一日》

季節や保育所によって多少の違いはありますが，おおむね下表のような一日の生活を送ります。

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18 (時)	
0歳児	早出保育	授乳・離乳食交換	授乳・離乳食	おむつ交換	おむつ交換	おむつ交換	授乳・離乳食	授乳・離乳食	おむつ交換	おむつ交換	帰宅準備	延長保育
1・2歳児	登園	あそび	あそび	片昼食付準備	ひるね準備	ひるね	ひるね	着替え	おやつ	おやつ	残り保育	延長保育
3～5歳児	登園	あそび	あそび	片昼食付準備	休	ひるね準備	ひるね	着替え	おやつ	おやつ	帰宅	延長保育

《通園（登園・降園）》

- (1) 毎朝9時までに登園してください。
- (2) 送り迎えは、保護者が責任を持って行き、一定の方をお願いします。
- (3) 登園や降園の際は、職員に必ず声をかけてください。
- (4) 通園路はなるべく一定にし、毎日安全な道順で、送り迎えしましょう。
- (5) 交通の安全については、特に留意してください。まず、大人が交通規則を守りましょう。

《給食》

0歳児	離乳食（離乳の完了のころの食事を含む）
1・2歳児	朝おやつ+昼（主食+おかず）+午後おやつ ※主食はご飯，パンなど
3・4・5歳児	昼（おかず）+午後おやつ ※主食は家庭から持参

給食は心身の成長・発育と健康の保持・増進を図るために必要な食品を質・量の面からバランスを考え、献立を作り実施しています。

献立表は、毎月お渡しします。ご家庭での朝夕の献立と重ならないよう、参考にしてください。

安全面に配慮し、ご家庭で食べたことのない食物は基本的に保育所では提供しないため、色々な食物を食べ慣れておいてください。

保育所給食では、医師の診断による食物アレルギー除去及び病気に関する除去等の対応以外は、基本的にはお受けいたしません。発達段階における食事の形態や、その他医師の指示がある場合にはご相談ください。

食物アレルギーがあり、給食でのアレルゲンの除去が必要な場合、医師の指示に基づいて対応を行いますので、生活管理指導表を園へご提出ください。

また、誤食防止の対応の一つとして、園とご家庭の双方でアレルゲンのチェックを行うこととしています。園からチェック用の献立表を配布しますので、お子さんのアレルゲンにチェックを入れ、園へご提出ください。

《ひるね》

保育所では、集団生活での心の緊張や身体を休めるために、おひるねを行っています。

○布団，タオルケット等はご家庭で準備し，シーツ，カバーには，名前をはっきり記入してください。

○パジャマは，袋に入れて持たせてください。

○洗濯，日光消毒は保育所で定めた日に，ご家庭でお願いします。

《年間行事計画》

行事は年間、おおむね下記のようなことを行っています。

保育所によって多少の違いがありますので、そのつど各園よりお知らせします。

月	保育行事	健康に関する行事
4	始園式・入園式	内科健診 歯科検診 身体測定 尿検査 視力聴力検査
5	子どもの日のつどい・春の遠足	
6		
7	プール開き・七夕のつどい・夏まつり	
8		
9	敬老の日のつどい	
10	運動会	
11	秋の遠足・園外保育（みかん狩り、いも掘り等）	
12	クリスマスのつどい・もちつき	
1		
2	豆まき・小学校一日入学（年長児）	
3	ひなまつり・おわかれ会・おわかれ遠足・卒園式	
・避難訓練(毎月1回)・誕生会(毎月1回)・保育参観(年2回～4回)		



《保育所との連絡》

- (1) お子さんが病気などで欠席する場合は、必ずお知らせください。
- (2) お子さんの発熱等で保育所から緊急に連絡することもありますので、常に連絡先をはっきりしておいてください。
- (3) 毎日かばんの中を見て「園だより」「家庭連絡」などをよく読んで、返事のいるものは期日を守ってください。

《健康》

- (1) お子さんの身体的な面で特に気をつけてほしいことがあれば、あらかじめお申し出ください（ひきつけ、脱臼等）。
- (2) ○朝はお子さんの健康状態をよくみてください。
○身体の具合が悪いときは、無理な登園は避けましょう。
○前夜の体調で気になることがあったときは、登園時に必ずお申し出ください。
○お子さんが保育所で体調が悪くなった場合は、保護者に連絡をします。場合によっては降園や受診をお願いすることがあります。
- (3) 感染症の場合は、登園基準をめやすに、医師の登園許可があるまでお休みください。
かかりやすい感染症と登園開始のめやす（登園基準）は、次ページを参考にしてください。医師の許可があっても、園内の感染症流行状況等から、園長が家庭保育の協力をお願いすることもあります。

《子どものかかりやすい感染症》

病名	症状	登園基準	注意点
水痘(水ぼうそう)	微熱と同時に小さい発疹ができ、すぐに小さな水疱となり、頭髪の生えぎわや顔、首、全身に広がる。熱のない場合もある。赤い発疹、水疱、かさぶたなどいろいろの発疹の形が同時に見られる。	全ての発疹がかさぶたになってから。	まれに脳炎をおこすことがある。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	微熱が1～3日あり、耳たぶの下あたりにある耳下腺が(片方又は両側)、腫れてくる。頭痛や嘔吐が強い場合は髄膜炎をおこしていることがあるので注意が必要である。	耳下腺の腫れが発現してから5日を経過し、全身状態がよくなるまで。	思春期以降にかかると、睾丸炎をおこすことがあるので注意する。
百日咳	1～2週間はかぜ症状だが、次第にコンコンと短く激しい咳が続いた後、ヒューと音をたてて息を吸う「ひきこみせき」がおこる。夜間に多い。多くは発熱しない。	特有の咳がなくなるまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで。	肺炎をおこすことがある。
風疹(三日ばしか)	軽い発熱と淡紅色の小さな発疹が顔から全身に広がる。耳の後ろや首のリンパ腺が腫れる。はしかよりも数も少なく症状も軽い。2～3日で熱が下がり発疹も消える。	発疹が消えてから。	脳炎、関節炎をおこすことがある。風疹にかかったことのない妊婦は患者との接触をさける。
インフルエンザ	突然39～40℃に発熱し、寒気、頭痛、四肢痛、関節痛などをおこす。3～4日で熱は下がる。	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過してから。	肺炎、気管支炎をおこすことがある。
咽頭結膜炎(プール熱)	高熱、結膜炎、のどの痛みなどを主症状とし、プールの時期になると流行する。38～40℃の熱が3～5日位あり、目の充血や目やには、その後もしばらく続く。	主な症状が消えて2日を経過してから。	プールを介して感染することが多いので、目の赤いうちは入らないようにする。
溶連菌感染症	発熱(38～40℃)、頭痛、咽頭痛があり発疹ができることもある。発疹は、粟粒大の紅斑で首すじ、わきの下の内側など柔らかい皮ふの部分から全身に広がる。又、莓舌、口角炎もおこす。かゆみを伴うことが多い。症状がなくなっても、必ず決められた期間は、服薬する。	抗菌剤内服後24～48時間経過してから。ただし治療の継続は必要。	頸部リンパ節炎、中耳炎、リウマチ熱、腎炎をおこすことがある。
感染性胃腸炎	かぜの症状とともに嘔吐や下痢を伴う。嘔吐、熱は1～2日でおさまり、下痢は3～4日続くが、その後4～5日でよくなっていくことが多い。	嘔吐や下痢などの症状が治まり、24時間以上経過し、普通の食事ができるようになってから。	脱水症状に注意し、水分を十分に補う。 ※消毒は次亜塩素酸ナトリウム消毒液が有効。
伝染性膿痂疹(とびひ)	あせも、虫さされ、湿疹などかゆみのため、かいたところから水ぶくれができ、膿がたまり破れてあちこちに広がる。破れた後はただれて、かさぶたができる。	皮疹が乾燥しているか湿潤部位を覆うことができる程度になってから。	水ぶくれをかかないように工夫する。
アタマジラミ	アタマジラミの寄生により、初期は自覚症状のないものの寄生数の増加で次第に頭を痒がるようになる。頭髪の中に成虫や毛髪に付着した虫卵を見つける。	駆除を開始していること。(専用のシャンプーを使用する。頭に敷くタオルを毎日交換し、部屋や布団をこまめに掃除する。目の細かいすき櫛で、成虫や虫卵をすき取る。帽子やタオルを共用しない。シーツ等は熱湯洗いかアイロンなどの熱処理を行う。)	同居家族一緒に対策をする必要がある
みずいぼ(伝染性軟属腫)	四肢・体幹に直径1～3mmの白い内容物を包む丘疹ができる。それをかき壊して汁がついたところにうつって広がる。	かき壊した傷から浸出液がでていいる時は覆うこと。	その期間はプール遊びはしない方が望ましい。アトピーなど皮膚疾患があると感染しやすい。プールなどの後はシャワーでよく流す。
手足口病ヘルパンギーナ	手足口病は手足や口内に水泡ができ、発熱は軽度。ヘルパンギーナは突然の高熱が1～3日続く。どちらも口内、咽頭痛のため食事が取れない事がある。	どちらも発熱が無く、(解熱後1日以上経過し)、普通の食事ができること。	糞便中には回復後も半月～1か月ウイルス排出が持続する。 ※消毒は次亜塩素酸ナトリウム消毒液が有効。
新型コロナウイルス感染症	無症状のまま経過することもあるが、有症状者では、発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常などが見られる。	発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過すること。	—

《保育所での与薬》

くすりを飲ませることは原則医療行為にあたり、保育所がお子さんにくすりを飲ませることは本来望ましいものではありません。しかしながら、ご家庭の事情等でやむを得ない場合には保護者に代わって与薬しているのが現状です。

保育所における与薬に際しては、保護者や医師の協力を欠くことができません。下記の諸事項はひとえにお子さんの健康と生命を守るという観点に沿ってのものでありますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

- (1) 病気のときは、お子さんの体調・症状に応じてご家庭で静養してください。必要な場合は、医療機関を受診して登園が可能かどうかを診てもらってください。

主治医の診察を受けるときは、お子さんが〇時から〇時まで保育所に通っていること、保育所では原則としてくすりの使用ができないことをお伝えください。「朝・昼・夕」の処方ではなく、「朝・夕」又は「朝・夕・眠前」等の処方に変更可能か訊いてみてください。

- (2) お子さんのくすりは、保護者が来園して与えていただくことが原則ですが、次に該当する場合は、保護者と保育所側で話し合いのうえ、保護者の同意のもとに保育所の担当者が保護者に代わって与薬することとします。この場合は、6ページの「与薬依頼書」をご提出ください。

- ①病気の予防・治療のため、一定期間在園中に与薬が必要な場合で、保護者が勤務の都合などで与薬のために来園できない場合
②慢性の病気があり、在園中に与薬が必要な場合



- (3) 以下の場合は、保育所での与薬はできません。

- ①「咳が出たら・・・」「熱が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合
②保護者の個人的な判断で持参したくすり（市販のもの・過去に処方されたものなど）

- (4) 坐薬の取り扱いとは原則として行いません。

ただし、けいれん止めの坐薬については、お子さんの病状や医師の指示により、ご相談に応じています。

- (5) アレルギーがあるお子さんで、重症のアナフィラキシーを起こした場合に、医師からエピペン等の薬を処方されている方についてはご相談下さい。

- (6) 保育所での与薬に関しては以下のことにご協力ください。

- ①お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したくすり（内服薬、軟膏、点眼薬）を与薬します。
②「与薬依頼書」を毎回必ず添付してください。「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。
③保育所で使用するくすりは、1回分ずつに分けて当日分のみをご用意ください。（シロップ剤や水剤は、清潔な小さな容器に1回分を入れてをご用意ください。）
④袋や容器にお子さんの氏名を必ず記入してください。

- (7) お子さんの病気・症状によっては、保育園での対応の参考とするため、保育所関係者が保護者とともに主治医に面談させていただく場合があります。



以上の点をご承諾のうえ、与薬の依頼をしていただきますようよろしくお願いします。

見本

与薬依頼書

年 月 日

教育・保育施設長 様

下記の児童について、医師の診察を受けたところ、下記の保護者記入欄の内容のと通りの指示がありましたので、私に代わって教育・保育施設での与薬をお願いします。

持参した薬は、
① 医師が処方した薬です。
② 薬は一回分ずつに分けています。当日分のみ持参しました。
③ 薬の袋や容器に子どもの氏名を明記しています。

記

<保護者記入欄>

児童	氏名	(組 歳児)
医療機関名	病院名：_____ 主治医：_____ 連絡先_____	
病名（症状）		
薬剤名		
薬の処方日	年 月 日（ 日分）	
薬の保管方法	常温 ・ 冷蔵庫 ・ その他（ ）	
飲み薬について	抗生物質 ・ 咳止め ・ 鼻水止め ・ 風邪薬 ・ 嘔気止め ・ 下痢止め ・ 気管支拡張剤 ・ その他（ ）	
	粉末（ 種類 袋）・シロップ（ 種類 瓶）・その他（ ）	
	与薬時間	食前 ・ 食後 ・ その他（ ）
その他の薬について	種類（ ）	
	使用部位（ ）	
	使用時間（ ）	

<保護者確認事項>

- 上記の保護者記入欄の内容は、正確であり、記入漏れはありません。
- 上記児童の症状等により、緊急カードに基づいて保護者等に連絡することを承諾します。
- 上記児童の症状等により、主治医等関係者に必要な事項を連絡・照会することを承諾します。
- 与薬に伴い生じた一切の結果に関するすべての責任は私が負うものとし、与薬に関わった者の責任を問うことはありません。

保護者氏名_____

<教育・保育施設記入欄>

与薬日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
受領者サイン						
与薬者サイン 及び与薬時間	サイン： 与薬時間：	サイン： 与薬時間：	サイン： 与薬時間：	サイン： 与薬時間：	サイン： 与薬時間：	サイン： 与薬時間：
実施状況など						
保護者サイン						

☆ 与薬が終わりましたら、この与薬依頼書は教育・保育施設で保管します。

《非常事態・火災》

- (1) 保育所では、毎月1回消火・通報及び避難の訓練を消防法第8条により行っています。
実際に火災等の災害が発生した場合は、一時避難をします。できるだけ早くお迎えをお願いします。
ただし、地震が発生し津波が予想される場合は、お迎えに来ていただいても、安全が確認できるまで避難場所に待機していただくことになります。
- (2) 台風・集中豪雨等の場合、休園の処置をとる時がありますので、ラジオ、テレビ（NHKを除く。）等の報道にご注意ください。

避難場所

風向、状況、規模などにより避難経路が違ってきますので、各保育所の避難場所を前もって確認しておいてください。



《病児保育事業》

病中又は病気の回復期にあるお子さんを、勤務等の都合のために家庭では保育できない保護者に代わって、医療機関等に併設された施設で保育士と看護師が医師と連携を図りながら、一時的にお預かりします。

登録や利用方法、利用料金などは、高知市こども未来部子ども育成課のホームページで確認するか、子ども育成課（☎088-823-9482）へお問い合わせください。

《その他》

- (1) 一日の生活、行事、持ち物などは保育所により多少異なりますのでご了承ください。
- (2) わからないことがありましたら、遠慮なく保育所におたずねください。

保育所の利用に関するお知らせ

《保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）》

保育所は、家庭でお子さんの保育ができない（保育の必要性が認められる）ときに、保護者に代わってお子さんを預かり、保育することを目的とする児童福祉施設です。

そのため、保育所を利用するためには、保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を受けている必要があります。入所申込時に手続きをしていただいておりますが、申込時又は保育所への入所後に、家庭状況や、認定内容（認定区分、認定事由、保育必要量など）などに変更があった場合又は変更を希望する場合は、速やかに必要な手続きを行ってください。

〈保育所の利用期間〉

保育施設を利用できる期間は、保育を必要とする事由ごとに定められている有効期間（教育・保育給付認定有効期間）までとなります。

教育・保育給付認定有効期間が満了し、新たな教育・保育給付認定の手続きや、教育・保育給付認定の更新手続きが取られなかった場合は、保育の実施の解除（退園）となりますので、継続して保育施設の利用を希望される場合は、有効期限が切れるまでに、必要な手続きを行ってください。

〈認定変更の適用〉

保育施設を利用できる期間は、保育を必要とする事由ごとに定められている有効期間（教育・保育給付認定有効期間）までとなります。

《現況届の提出》

保育所へ入園されている児童のすべての家庭を対象に、年1回「現況届」を提出していただきます。

この現況届は、保育を必要とする状況を届け出てもらい、世帯の状況（家庭状況）や、保育の必要性などの「現況」を確認するためのものです。

毎年1回
6月実施
(予定)

《転園を希望する場合》

利用開始（入所）後、保育施設の転園を希望する場合は、保育施設に備えてある「保育施設転園申込書」に必要事項を記入し、必要書類（保育の必要性を証明する書類）を添付した上で、施設長の確認を受けた後、保育幼稚園課へ提出してください。

転園希望先の保育施設に欠員が生じ、入所選考（利用調整）の結果、入所可能となった場合に転園することができます。

【提出期限】 転園を希望する月の前々月の末日

（前々月の末日が土・日、祝日の場合は直前の開庁日が締切。年度当初一次募集の転園希望を除く。）

※ 転園可能となった場合のみ、保育幼稚園課から文書でお知らせします。

転園できなかった場合は、申込書に記入された転園希望月に限り「保育施設入所保留通知書」を送付します。転園できるまでは在園中の保育施設に通園できますが、ご家庭の都合で通園できない場合はいったん退園し、新たに入所の申込みをしてください。

転園申込の有効期限は年度内（3月転園分まで）となります。年度内に転園ができず、新年度も引き続き転園を希望する場合は、再度申込が必要です。

《退園される場合》

教育・保育給付認定の有効期間の満了や、ご家庭の事情等により退園される場合は、保育施設に備えてある「退園届」に必要事項を記入し、施設長の確認を受けた後、保育幼稚園課へ提出してください。（事前に施設長に連絡をお願いします。）

【退園届】

- ※ 退園が、
月途中の場合は、退園することが分かり次第、
月末の場合は、退園する月の20日までに
退園届を提出してください。

なお、退園の際は、その月までの保育料及び副食費を完納してください。
また、次の場合には、保育の実施の解除（退園）となります。

保育の実施の解除（退園）
<p>① 教育・保育給付認定事由が消滅した場合 （求職中、出産理由、雇用期間の満了等で、保育を必要とする事由が消滅した場合）</p> <p>② 欠席し始めた日から連続して2か月欠席が続いた場合（休園の対応はありません）</p> <p>③ 入所申込書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は、不正な行為があった場合</p> <p>④ 必要な書類（申込書・添付書類・各種届等）が提出されない場合</p> <p>⑤ 高知市外へ転出した場合（保育所に限り、認定こども園・事業所内保育施設・小規模保育施設の場合を除く）</p> <p>※住民登録が高知市内であっても、生活の実態が高知市外であると判明した場合も該当します。</p> <p>⑥ 集団による保育が児童の生命の危険や発育を阻害するおそれがある場合</p> <p>⑦ 重大な伝染病のため、他の入所児童の生命等に危険を与えるおそれがある場合</p> <p>⑧ その他市長が保育の実施を解除する必要があると認める場合</p> <p>※ 1歳を超える育児休業の措置を講じる事業所に勤務で、育児休業対象のお子さんが1歳を迎える年度末を超えて育児休業を取得される場合、既に在園しているきょうだい児は、原則育児休業の対象となるお子さんが1歳に達した年度末で退園となります。（①に該当します。）</p>

《市外へ転出する場合》

住所が高知市外になった場合（住民登録が高知市内であっても、生活の実態が高知市外であると判明したときを含みます。）は、原則として利用できなくなり、退園していただくこととなります。
前項「退園」の退園の手続きをお願いいたします。

～ 育児休業事由での利用の際の注意点 ～

お勤めの会社で定められた育児休業の期間を延長する際に、下のお子さんの入所申込みが必要となる場合があります。

年度途中の入所申込みの締切は入所希望月の前々月の末日までとなりますので、事前に職場又はハローワークへお問い合わせのうえ、必要な手続きをお願いします。

詳細については、巻末資料をご覧ください。

《保育料・副食費（おかず・おやつ代）》

保育料・副食費に関する詳しい内容は、保育施設入所申込案内の冊子、高知市保育幼稚園課のホームページ、巻末資料又は保育料等の納入通知書でご確認ください。

保育料又は副食費は、保護者等の扶養義務者に負担していただきます。

保育料は、お子さんの年齢区分（クラス年齢）と、世帯の市区町村民税の課税状況（所得割額の合算額）などに基づき、保育料の無償（無料）や保育料の額を決定します。

また、保育料が無償（無料）となる年齢区分（クラス年齢）の場合は、原則として副食（おかず・おやつ）の提供にかかる費用（副食費）を負担していただきます。

〈保育料・副食費の負担〉

区 分	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
保育料	負担あり ※世帯の市区町村民税の課税状況（所得割額の合算額）で決定	無償（無料） ※延長保育料は、無償化の対象ではありません。
副食費	徴収なし (保育料の一部として負担)	負担あり ※公立施設は、高知市が定める額 ※民営施設は、保育所が定める額
備 考	① クラス年齢は、4月1日時点の年齢で決定します。 ② 保育料は、年度中2回（4月と9月）に分けて決定します。 ③ 保育料・副食費は、世帯の状況によって、免除又は軽減となる場合があります。	

〈保育料・副食費の納付・支払〉

区 分	保 育 料	副 食 費
公立施設を利用している場合	高知市へ納付	高知市へ納付
民営施設を利用している場合		民営施設へ支払

※ 保育料・副食費の納付・支払方法は、納付先又は支払先が定める方法となります。

〈長期欠席や退園の場合〉

- 保育料及び副食費は、1か月単位となっており、原則として毎月1日現在で保育施設に在籍している場合には、その月分の保育料及び副食費を納付（支払）していただきますので、家庭の事情や病気などにより欠席が続いた場合でも、実際の登園状況にかかわらず、その月分の全額を納付（支払）していただくことになります。
- 保育料は、月の途中で退園されたときは、日割りをした金額になる場合があります。
- 副食費は、家庭の事情や病気などによって欠席が続く場合には、届出をいただくことで免除又は減額される場合がありますので、詳しくは、利用している施設へお問い合わせください。

〈支払の相談〉

- 特別な事情等で、納付相談を希望される場合は、納期限までに保育幼稚園課までご相談ください。
- 保育料の決定後、失業、疾病等による収入の著しい減少や、火災、台風、震災等の災害、その他の事由により、保育料の納付が困難な場合は、必要な手続きを経ることで保育料が減免できる場合がありますので、当該月の納期限までに保育幼稚園課までご相談ください。
- その他、保育料についてのお問い合わせ、ご相談は保育幼稚園課までお願いします。